

# 最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆さまこんにちは。紫陽花が雨に映える梅雨の時期となりました。本格的な夏を前に日々暑さが増しておりますので、体調管理には十分にご留意ください。  
今回は、「納付書の事前送付のとりやめ」についてお伝えいたします。

## 納付書の事前送付のとりやめ

国税庁では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいるところ、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点を踏まえ、令和6年5月以降に送付する分から、e-Taxにより申告書を提出している法人の方などについて、納付書の事前の送付を取りやめることとなりました。

### 《事前送付を行わないこととなる方》

- e-Taxにより申告書を提出されている法人の方
- e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方
- e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人の方
- 「納付書」を使用しない次の手段により納付されている法人・個人の方
  - ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）
  - 振替納税
  - インターネットバンキング等による納付
  - クレジットカード納付
  - スマホアプリ納付
  - コンビニ納付（QRコード）

※現在、e-Taxを利用されず、税務署から送付された納付書で納付されている方など納付書を必要とされる方に対しては、引き続き、納付書を送付する予定としております。

※源泉所得税の徴収高計算書や、消費税の中間申告書兼納付書については、引き続き送付する予定ですが、電子申告及びキャッシュレス納付を利用することを推奨しています。

もちろん、e-Taxを利用中の方でも引き続き納付書を使用しての納税も可能となっておりますが、是非この機会に、上記のような「納付書」を使用しない方法での納付手続きを取られてみてはいかがでしょうか？

出典：国税庁 納付書の事前送付に関するお知らせ

詳しいことをお聞きになりたい際は、  
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。  
TEL：092-726-2350